



実務に役立つ
ベトナム移転価格税制の基礎セミナー

ES CONSULTING VIETNAM CO., LTD.

講師 縄重 宏史

2024.10.25

es
empower the society
evolution & sustainability

本日の アジェンダ

01

エスコンサルティングベトナムの紹介

02

移転価格税制の概要

03

独立企業間価格の算定方法

04

親子ローンにおける留意点

05

準備書類

06

税制対応のための第一歩

本日の アジェンダ

01

エスコンサルティングベトナムの紹介

02

移転価格税制の概要

03

独立企業間価格の算定方法

04

親子ローンにおける留意点

05

準備書類

06

税制対応のための第一歩

• 業歴16年超のコンサルティングファーム

社名	ES CONSULTING VIETNAM CO., LTD.		
設立	前身法人 ES NETWORKS VIETNAM CO., LTD. : 2008年2月26日設立 現法人: 2019年1月1日営業開始		
資本金	22.68億VND		
出資者	株式会社エスネットワークス（東証グロース上場）：100%		
所在地	ホーチミン市（本社）、ハノイ市（支店）		
代表者	高田 真 (General Director) Hoang Dang Khoa (Deputy Director)		
従業員数	70名（日本人9名、ベトナム人61名）		
	日本人	ベトナム人	
	公認会計士等 2名	公認会計士 6名	
	コンサルタント 3名	弁護士 3名	
	管理部門 1名、出向者 3名	税理士等 7名	
顧客数	現在100社 累計900社以上		

・ 進出前から進出後までサポート

進出前

ベトナム進出支援

規制調査から法人設立まで

- 規制調査
- ワークパーミット取得
- ライセンス取得
- 視察アテンド
- 現地法人設立
- 駐在員事務所設立

進出後

会計/税務/労務/法務

記帳代行から移転価格税制対応まで

- 記帳代行
- 会計レビュー
- 給与計算
- 税務申告代行（個人/法人）
- 顧問業務
- 財務会計/管理会計体制構築
- IFRS対応
- 移転価格税制対応

進出前後

M&A / その他

M&Aから常駐支援まで

- M&Aスキーム構築
- 財務・税務・法務DD
- バリュエーション
- PMI（経営統合支援）
- 常駐支援
- 専門通訳/翻訳

・ 東南アジア、インドをカバー



エスネットワークスグループ拠点



ベトナム



フィリピン

社名： ES NETWORKS PHILIPPINES INC.

設立： 2012年3月（2019年1月にグループ参画）

従業員数： 23名（うち日本人：2名）

Phoenix
Accounting Group



（資本提携先）
フェニックス・アカウンティング・グループ拠点



インドネシア（ジャカルタ）



タイ（バンコク）



シンガポール



カンボジア（プノンペン）



マレーシア（クアラルンプール）



インド（ニューデリー）

本日の アジェンダ

01

エスコンサルティングベトナムの紹介

02

移転価格税制の概要

03

独立企業間価格の算定方法

04

親子ローンにおける留意点

05

準備書類

06

税制対応のための第一歩

■ 移転価格とは？ **関連者間取引**における**取引**価格

■ 何の取引？ 有形・無形資産取引、役務提供取引、金銭消費貸借、保証
(出資、配当の資本取引は含まれず)

■ 何が移転？ 所得が移転



どこからどこに移転？	国家間で移転 (例：JP⇔VN)	VN国内で移転
所得移転の影響は？	国家間の税収に影響	VN国内の税収が減少
税制の目的	関連者間の不当な所得操作により、低税率国のグループ企業に所得移転することを 防止 する	VN国内で優遇税制を受けるグループ企業に所得移転して、グループ全体の税負担を不当に軽減することを 防止 する

■ 不当な所得移転**防止** の方法

- **関連者間取引**でも第三者間取引と**同水準の**価格 (**独立企業間価格**) で取引をする
- 子会社から親会社への配当は不当な所得移転の防止にならず

■ 中小企業にも関係

- **関連者間取引**のある中小企業も関係あり
- 関連者間取引があれば**低収益企業、赤字企業も**関係あり



ベトナムは日本よりも関連者の範囲が広い



① 一方の企業が**直接的又は間接的**に他の企業に25%以上出資

② 第三者が**直接的又は間接的**に2つの企業それぞれに25%以上出資

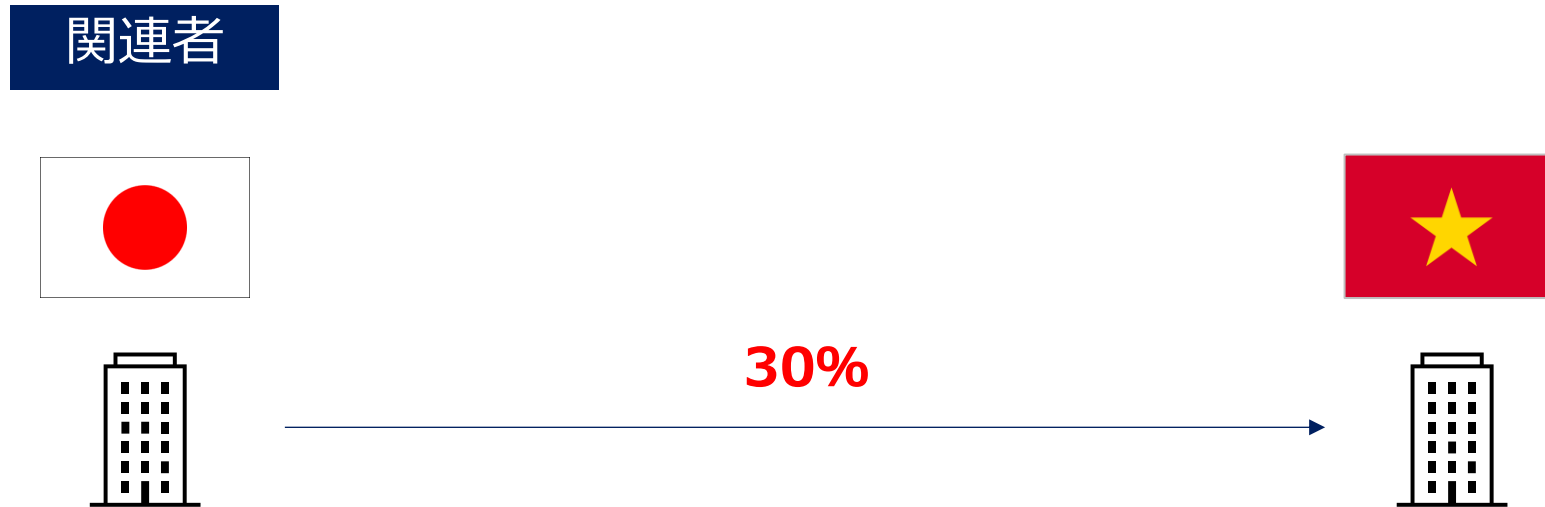
③ 一方の企業が他方の企業に**直接的又は間接的**に10%以上出資する筆頭株主

④～⑩ 記載省略（資金による支配関係、人的支配、家族関係、取引支配関係等）

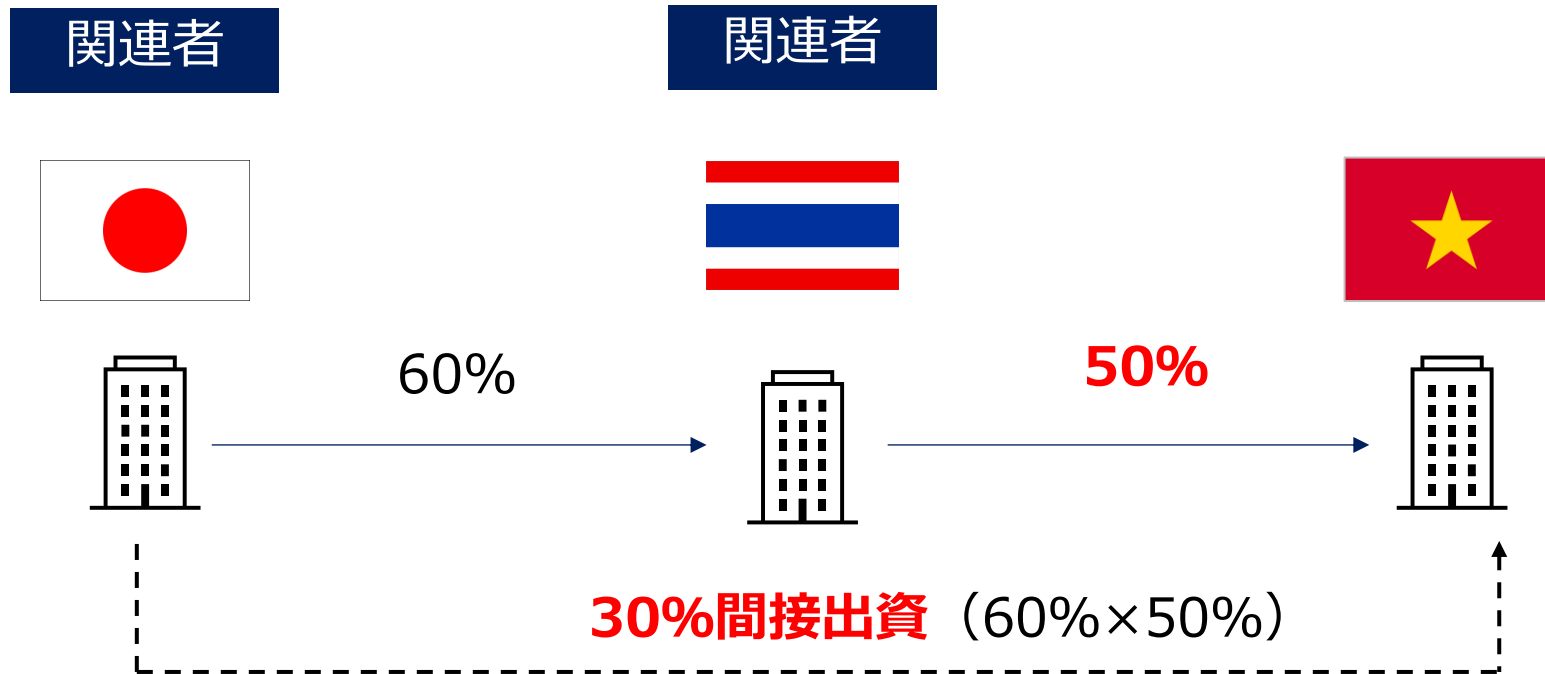
⑪ 課税期間内に企業の経営権又は支配権を有する者 又は 家族関係間で

- ・ 25%以上の資本の譲渡又は取得を行う場合 又は
- ・ 資本の10%以上の借入又は貸付を行う場合

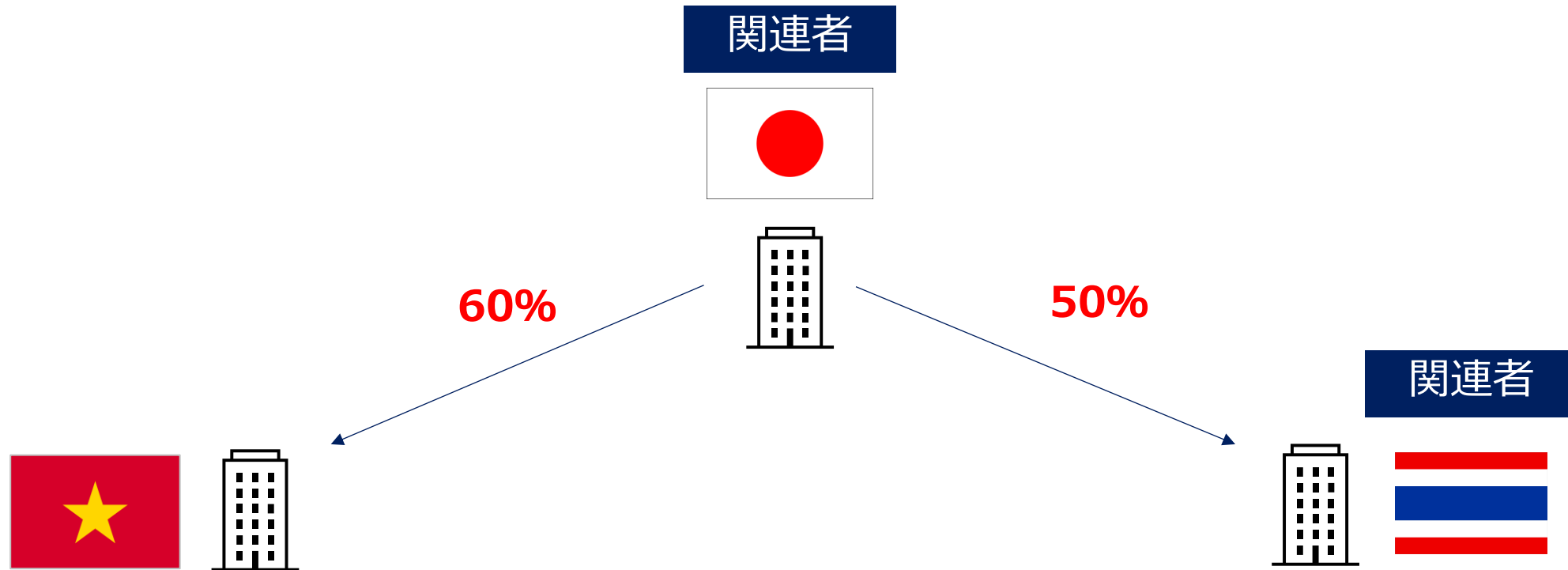
① 一方の企業が**直接的**に他の企業に25%以上出資



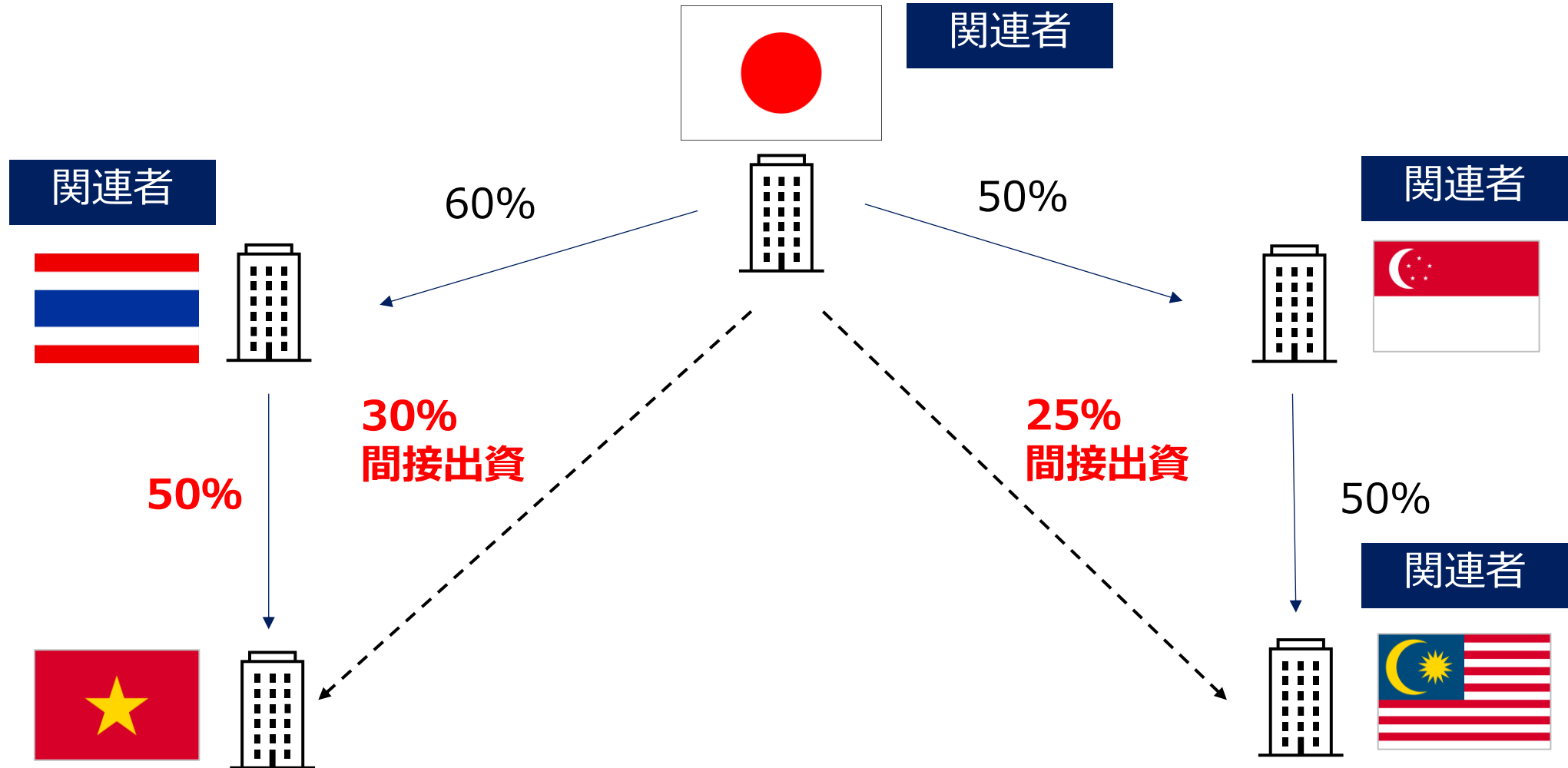
① 一方の企業が**直接的又は間接的**に他の企業に25%以上出資



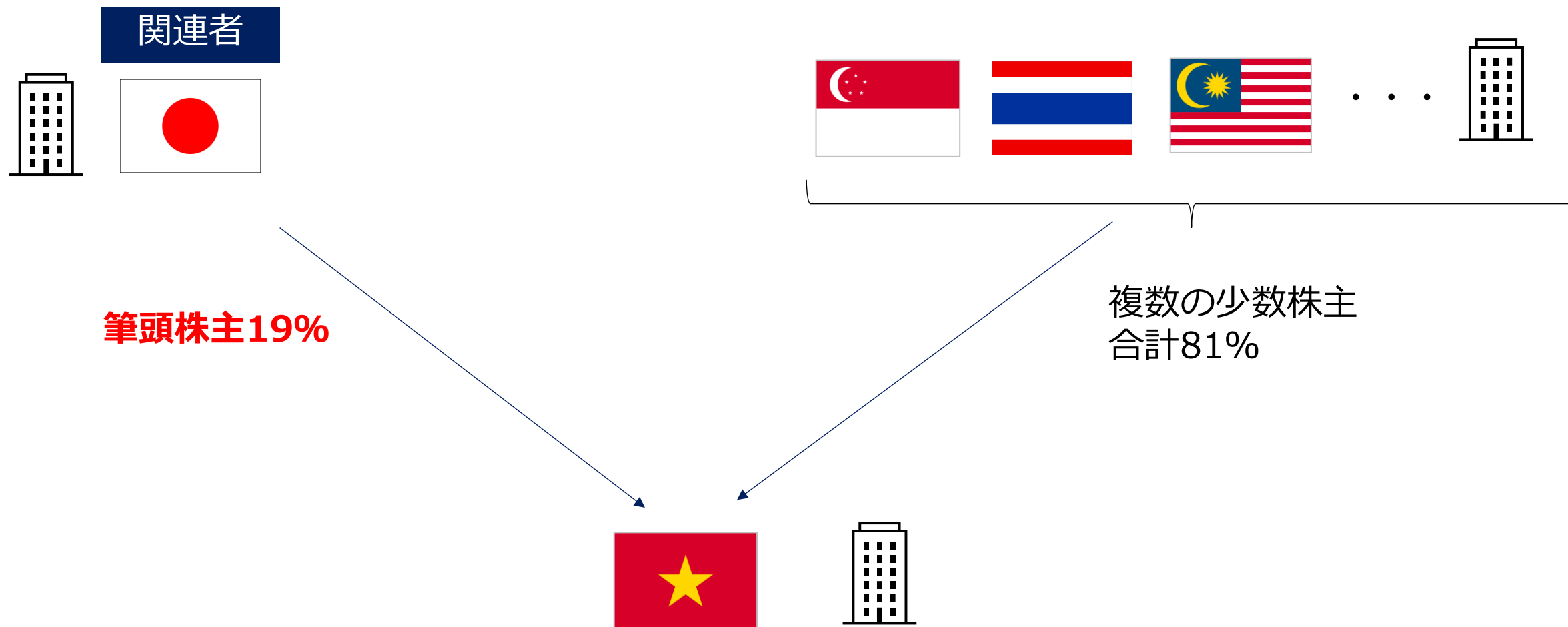
② 第三者が**直接的**に2つの企業それぞれに25%以上出資



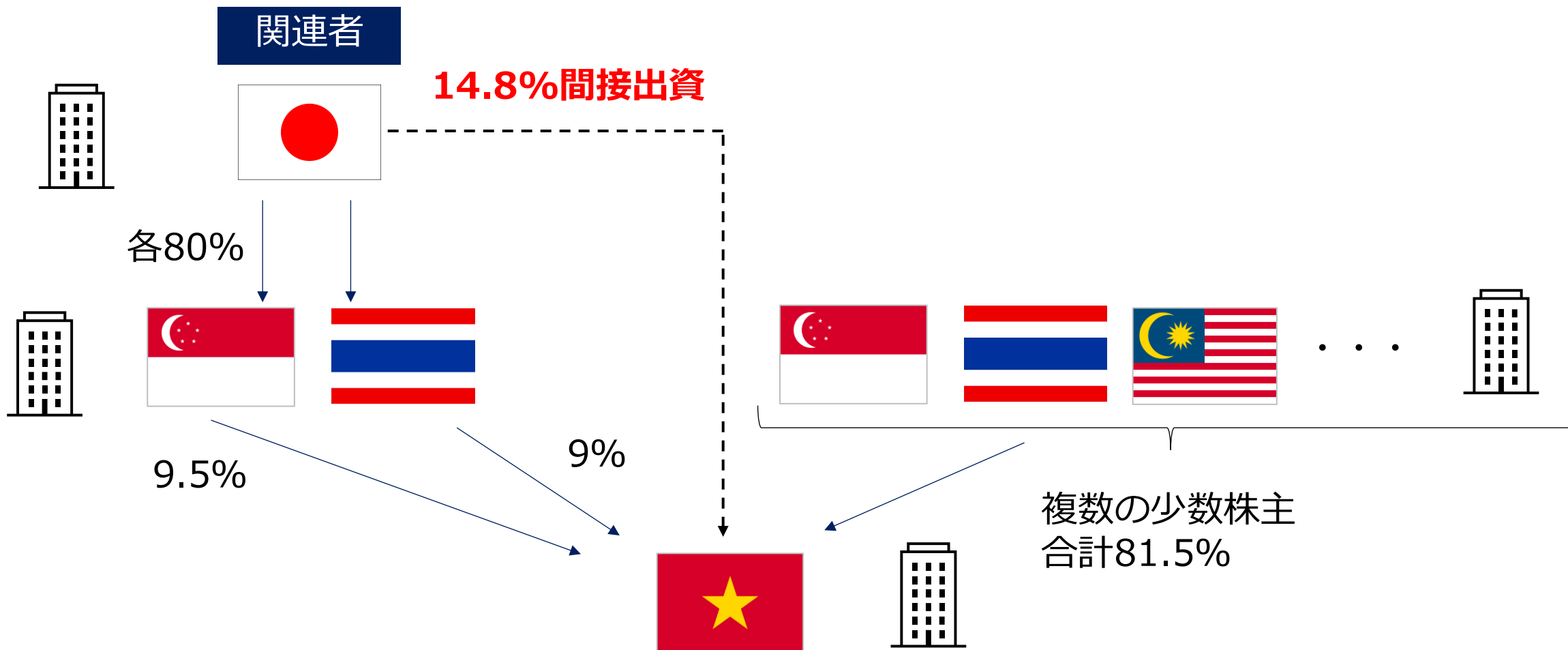
② 第三者が**間接的**に2つの企業それぞれに25%以上出資



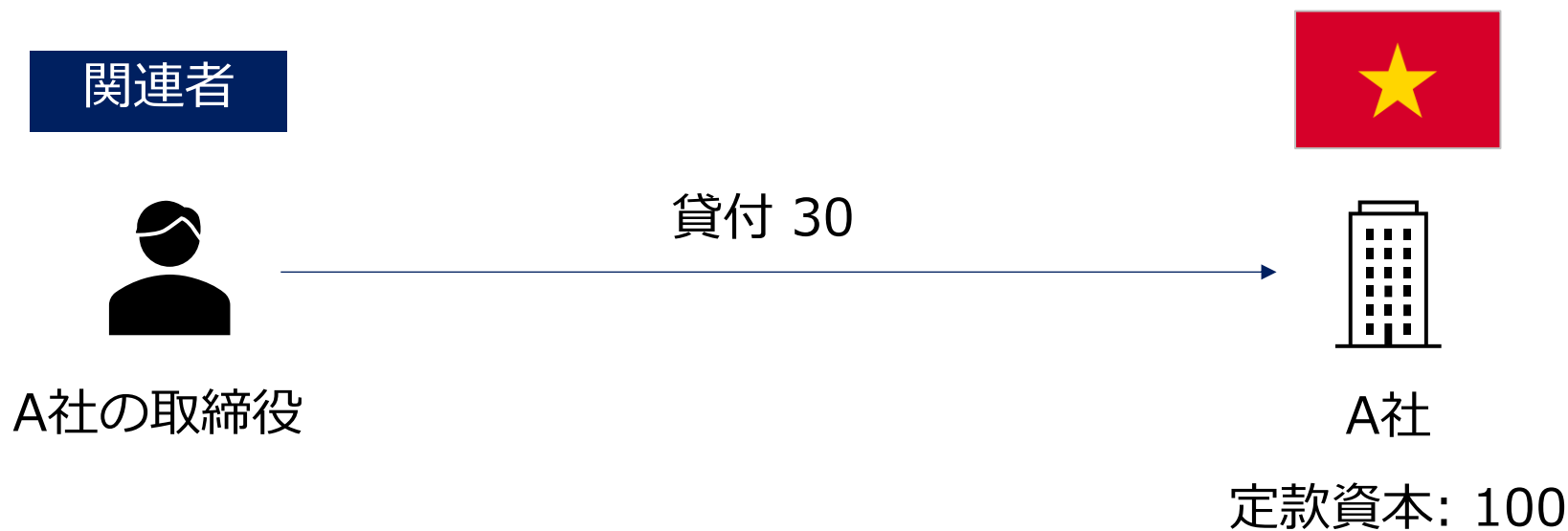
③一方の企業が他方の企業に**直接的**に10%以上出資する筆頭株主



③ 一方の企業が他方の企業に**間接的**に10%以上出資する筆頭株主



⑪ 企業の経営権又は支配権を有する者が資本の10%以上を貸付



予期せぬ税金負担増加につながることも

・ 調査件数 892社

・ 繰延欠損金の減少 VND12,086bin（718億円）

黒字と相殺できる
繰延欠損金の減少
= 税金負担増加

・ 課税所得の増加 VND 4,647bin（276億円）

税金負担増加

本日の アジェンダ

01

エスコンサルティングベトナムの紹介

02

移転価格税制の概要

03

独立企業間価格の算定方法

04

親子ローンにおける留意点

05

準備書類

06

税制対応のための第一歩

- ・ 移転価格が独立企業間価格の相場レンジの範囲内か（範囲内なら問題なし）
- ・ 相場を求める方法として、ベトナムでは5つの算定方法の選択適用が認められる

独立価格比準法

非関連者間取引における 取引価格と比較

再販売価格基準法

非関連者間取引における 売上総利益率と比較

原価基準法

非関連者間取引における 売上総利益率と比較

利益比準法

非関連者間取引における 営業利益率と比較

利益分割法

営業利益額を関連者間で貢献度に応じて分割

本日の アジェンダ

01

エスコンサルティングベトナムの紹介

02

移転価格税制の概要

03

独立企業間価格の算定方法

04

親子ローンにおける留意点

05

準備書類

06

税制対応のための第一歩

- 親子ローンであっても適正な金利水準（独立企業間利率）の設定が必要
- 親会社への支払金利の損金算入には上限があり



貸付通貨、貸付時期、貸付期間等を考慮した金利を設定

日本の親会社からベトナム子会社への貸付金利が、市場調達金利より不当に

- 高い ➡ ベトナムの税務局から指摘
- 低い ➡ 日本の税務署から指摘

親会社への支払金利は全額損金算入できるとは限らない

- 親会社への支払金利から銀行預金の受取利息を控除した純額をEBITDA*の30%まで損金算入可
- 損金不算入の純額は、発生年の翌年から連続5年間繰り越される

*EBITDA:利息支払前・償却前・税引前の利益

本日の アジェンダ

01

エスコンサルティングベトナムの紹介

02

移転価格税制の概要

03

独立企業間価格の算定方法

04

親子ローンにおける留意点

05

準備書類

06

税制対応のための第一歩

移転価格の妥当性を示す書類

開示フォーム

Form 01

Form 02

Form 03

Form 04

Formの内容に従い
各移転価格文書を作成



移転価格文書

ローカルファイル

マスターファイル

国別報告書

■ 毎期、確定申告書に添付しなければならない(作成免除でない限り)



Form 01

- ・ 関連者、関連者との取引概要等に関する情報

Form 02

- ・ ローカルファイルに必要な情報・書類のチェックリスト
- ・ ローカルファイルの作成が免除される場合（後述）、作成免除

Form 03

- ・ マスターファイルに必要な情報・書類のチェックリスト
- ・ マスターファイルの作成が免除される場合（後述）、作成免除

Form 04

- ・ 実質的に国別報告書と同じ内容
- ・ VN企業が子会社の場合、作成免除

VN企業（子会社）は、作成免除要件（次頁）に該当しない限り、ローカルファイルを作成し、税務局の要求に応じて**適時に提出**する必要があります

ローカルファイル

- 納税者の事業、関連者取引、関連者間取引価格に関する分析
- VN企業（子会社）が**ベトナム語**で作成

マスターファイル

- グループの事業活動、移転価格ポリシー、グループに適用される移転価格算定方法
- **最終親会社**が作成し、VN企業（子会社）は**ベトナム語**に翻訳して保管

国別報告書

- 税務管轄地域間での所得、利益、納税額等
- **最終親会社**が作成し、VN企業（子会社）は**ベトナム語**に翻訳して保管
- 最終親会社が作成不要の場合、VN企業（子会社）も作成不要

ローカルファイル作成免除要件

取引価格僅少

売上高500億VND（約3億円）未満 かつ
 関連者間取引が300億VND（約1.8億円）未満

特定業種

事業内容が単純で、EBIT÷売上高（2,000億VND未満）が以下を満たす
 卸売業5%以上、製造業10%以上、加工業15%以上

税務総局の事前合意

納税者が税務総局に一定期間内における関連者間取引の価格の妥当性についての合意を得ており、APA年次報告書を提出している
 【APA: Advanced Pricing Agreement】

一定のVN国内取引

全ての関連者取引がベトナム企業との取引で、関連者の法人税率が同一で、
 いずれの企業も法人税の優遇を受けていない

開示フォーム、移転価格文書が未作成、未提出 又は 提出されたが十分かつ信頼されるものではない場合

開示フォーム



VND8mil-15milの過料

移転価格文書



- 過少申告額の20%の罰金（脱税の場合は100 % ~300%）
- 納税遅延額に対し、0.03%/日の遅延利息

本日の アジェンダ

01

エスコンサルティングベトナムの紹介

02

移転価格税制の概要

03

独立企業間価格の算定方法

04

親子ローンにおける留意点

05

準備書類

06

税制対応のための第一歩

貴社内及び関連会社内における移転価格税制に関する**現状確認**

- 関連者間取引に契約書は存在するか
- 関連者間取引の取引価格は、何年も変わらず過去からの踏襲となっていないか
- 開示フォーム、移転価格文書は作成されているのか 等

関連者の移転価格税制への**理解を得ることが必要**

- 移転価格税制対応のための従来の取引価格の変更は、どちらかの関連者が得をして、どちらかの関連者が損をすることになり、一方の関連者からの反発が予想されます
- **反発を最小化するために**まずは移転価格税制に対する**無関心を避けることが必要**

専門家にご相談

移転価格の価格水準に疑問がある、移転価格文書が未整備等不安のある方は専門家にご相談を